

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：木谷、杉左近 075-611-5371)

件名	園地舗装修繕（南古川公園）
内容	<p>1 業務概要 公園の土舗装部に小石が露出しているため、土舗装部の修繕を行うもの。</p> <p>2 履行期限 令和8年7月22日限り</p> <p>3 履行場所 京都市伏見区羽束師古川町 地内（箇所図参照）</p> <p>4 業務内容 ○園地舗装除去 約 220m² (t=10cm) ※除去後、路床整正転圧を行うこと ○山砂補充 約 220m² (t=13cm) ※山砂補充後は t=10cm になるように転圧すること</p> <ul style="list-style-type: none">・園地舗装は、塩化カルシウムを散布し、転圧をかけること。・事前に建設局伏見土木みどり事務所職員と施工日程及び砂搬入の時間調整、施工方法について打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 <p>5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p> <p>6 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。・公園利用者及び近隣住民等との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。・平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。事故があった場合は、受注者の責任で解決すること。

箇所図

135.721126,34.925977

135.724148,34.925977



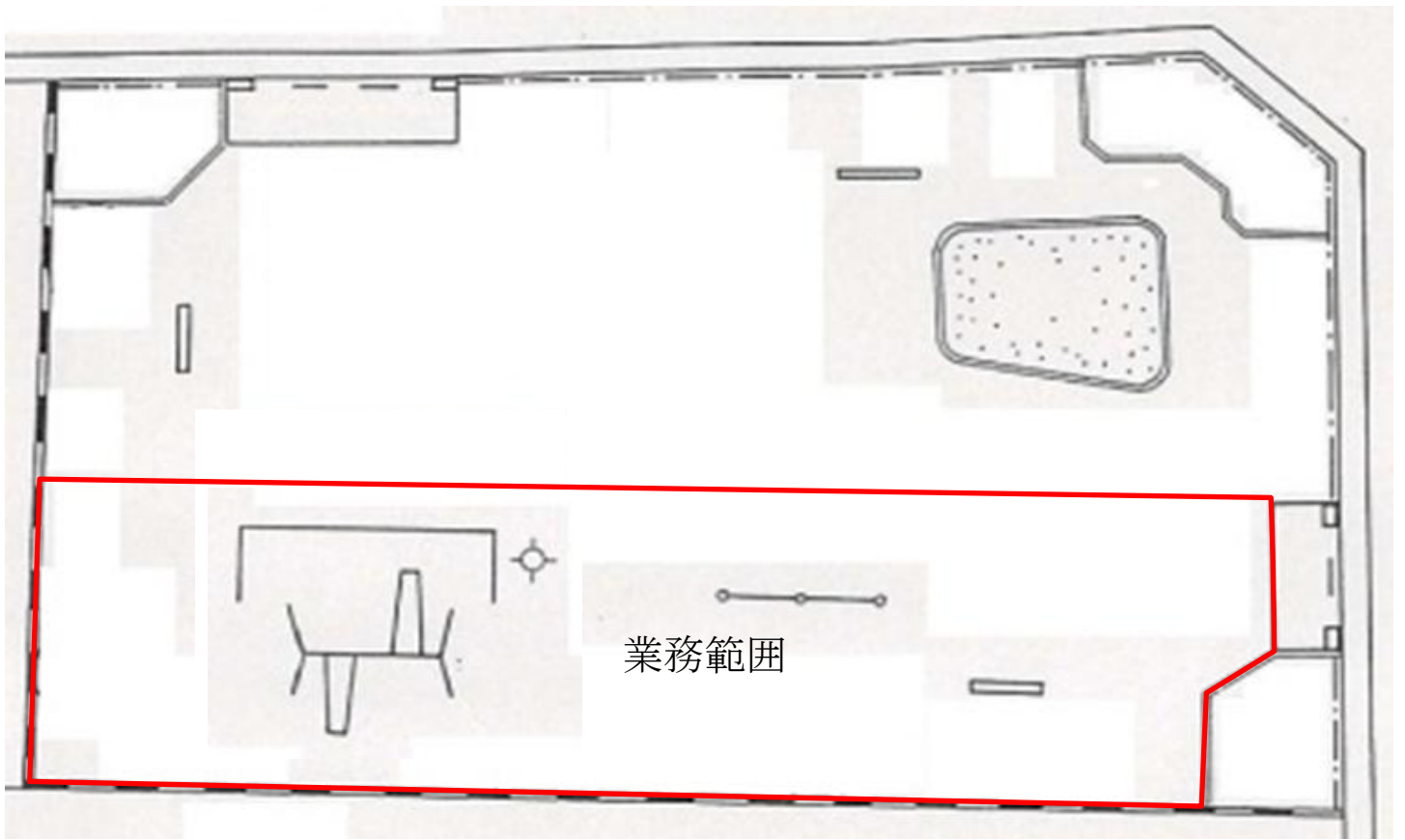
135.721126,34.922878

1 / 1500

135.724148,34.922878

注釈1

 業務箇所



業務範囲



業務範囲